



防防戦(防)第374号

30.7.19

秋田市長 穂積 志 殿

防衛大臣 小野寺 五典



イージス・アショアに係る質問事項について(回答)

平30総第522号(平成30年6月22日)により照会された標記について、別紙のとおり回答致します。

なお、本回答は現時点で得られた情報を基に作成しておりますので、内容に変更を要するような状況の変化が生じた場合や、外国政府等から新たな情報が得られた場合には、変更内容を速やかにご連絡致します。

関連文書：平30総第522号(平成30年6月22日)

添付書類：別紙

1 イージス・アショアの必要性について

(1) 朝鮮半島をめぐる諸情勢が変化中、イージス・アショアの配備は必要なのか。国際情勢の変化に応じて配備計画を見直すべきではないか。

1. 先般の米朝首脳会談により、北朝鮮の金正恩委員長が、朝鮮半島の「完全な非核化」について、米国のトランプ大統領に対して、自ら署名した文書の形で、直接、約束した意義は大きいと考えています。
2. この成果の上に立って、今後とも、北朝鮮に対して、国際連合安全保障理事会決議の完全な履行を求め、北朝鮮の具体的な行動を見極めていく必要があります。
3. 同時に、我が国の防衛を考える上では、我が国を射程に収める数百発の弾道ミサイルが現実に存在している、という厳然たる事実から、目をそらすことはできません。
4. 防衛装備品については、事態が切迫してから取得しようとしても、取得までには長期間を要します。国民の命と平和な暮らしを守ることは、政府の最も重要な責務であり、いかなる事態にも対応し得るよう、万全の備えをするためには、平素から必要な装備品を整備しておくことが必要です。
5. また、現状のイージス艦では、整備・補給で港に戻る隙間の期間が生じることが避けられず、長期間の洋上勤務が繰り返される乗組員の勤務環境も極めて厳しい状況です。
6. イージス・アショアの導入により、我が国全土を、24時間、365日、切れ目なく防護することが可能になり、隊員の負担も大きく軽減されます。

7. さらに、イージス艦を元来の任務である海洋の安全確保任務に戻すことが可能になり、我が国全体の抑止力向上につながります。
8. また、イージス・アショアは、弾道ミサイルから、国民の生命・財産を守る、純粹に防御的なシステムであり、北朝鮮を含め、周辺諸国に脅威を与えるものではありません。
9. イージス・アショアを含め、国民を守るために真に必要な防衛力については、今後とも、しっかりと強化を図っていく必要があると考えています。

(2) イージス・アショアの導入によって、北朝鮮の脅威に対応できるようになるのか。

1. 防衛省としては、北朝鮮が、我が国を射程に収める各種の弾道ミサイルを依然として多数保有していることなどを踏まえ、弾道ミサイル防衛能力の向上は喫緊の課題であり、イージス・アショアについては、可及的速やかにこれを配備する必要があると考えています。
2. 今回導入を決定したイージス・アショアは、弾道ミサイルの迎撃システムを陸上に固定的に配備するものであり、これを2基導入することにより、北朝鮮からの弾道ミサイルの脅威に対し、平素から我が国を常時・持続的に防護する能力の抜本的な向上が図られると考えます。
3. また、イージス・アショアには弾道ミサイル迎撃用のSM-3を搭載する予定ですが、このうち、SM-3ブロックII Aは、より高くミサイルを打ち上げるロフテッド軌道への対処能力を向上させた迎撃ミサイルであり、また同時対処能力も有しています。このため、イージス・アショアの導入により、ロフテッド軌道への対処能力と同時対処能力を併せて向上させることができます。

(3) ハワイにおける実験で3回中2回迎撃できなかったが、信頼性はあるのか。

1. 御指摘の実験のうち、昨年6月の海上発射試験については、迎撃停止信号の誤送信（人的要因）で安全装置が作動したもので、SM-3ブロックII Aの機能に異常はありませんでした。
2. また、本年1月のSM-3ブロックII Aの迎撃試験の失敗については、現在解析の最終段階にはあるものの、最終的な結論が下される前であることから、具体的な原因についてお答えすることは差し控えさせていただきますが、現時点で米ミサイル防衛庁及び防衛装備庁は、今回の不具合はミサイルの性能に関わる致命的な問題ではないことを確認しており、改善すべき点があれば、今後の生産過程で量産品に反映していくことが十分可能であると考えています。
3. SM-3ブロックII Aについては、約12年間にわたる開発プロセスにおいて、数多くの段階ごとに、試験・評価を繰り返し、逐一、性能を確認しながら、一つ一つ慎重に開発を進めてきたものです。
4. このため、その技術的信頼性は高く、迎撃ミサイルとしての基本的な性能は十分なものと考えております。

(注) SM-3ブロックII Aの迎撃試験は、3回中1回命中

- 昨年2月の海上発射試験は、命中
- 昨年6月の海上発射試験は、迎撃停止信号の誤送信（人的要因）で安全装置が作動。SM-3ブロックII Aの機能に異常がなかった。
- 今年1月の発射試験は、現在、詳細を解析中。ミサイル性能に関する致命的な問題はないことを確認。

(4) イージス・アショアを導入しても、専守防衛は堅持されるのか。

1. イージス・アショアを含む我が国の弾道ミサイル防衛システムは、弾道ミサイル攻撃に対して、国民の生命・財産を守る、純粹に防御的なシステムであり、北朝鮮を含め、周辺諸国に脅威を与えるものではなく、「専守防衛」を旨とする我が国の防衛政策にふさわしいものであることから整備を進めているものです。
2. したがって、イージス・アショアの導入によっても、「専守防衛」という我が国の防衛政策の基本が変わることはありません。

(5) イージス・アショアの導入によって、海上自衛隊の負担軽減を図る上での効果はどのようなものなのか。

1. 海上自衛隊の保有するイージス艦は、弾道ミサイル防衛（BMD）任務にも従事しますが、本来、諸外国の対艦攻撃能力の向上等を踏まえ、護衛隊群の艦隊防空に万全を期すために導入を行ってきたものです。
2. 現在、海上自衛隊は、4つの護衛隊群を編成しており、1つの護衛隊群において、2隻のイージス艦が必要との考えの下、イージス艦8隻体制を整備してきています。
3. その際は、北朝鮮の弾道ミサイル能力の向上等を踏まえ、このイージス艦の高い能力を活用するため、それぞれのイージス艦にBMD対応能力を付加させるべく取り組んできたところです。
4. 現在、北朝鮮は、我が国を射程に収める各種の弾道ミサイルを依然として多数保有し、奇襲的にミサイル攻撃を行う能力を保有しています。国民の生命・財産を守ることを責務とする防衛省として、いかなる事態にも対応し得るよう、万全の備えをすることは当然です。
5. 一方で、現状のイージス艦では、整備・補給で港に戻る隙間の期間が生じることが避けられず、長期間の洋上勤務が繰り返される乗組員の勤務環境も極めて厳しい状況です。
6. イージス・アショアの導入により、我が国全土を、24時間、365日、切れ目なく防護することが可能になり、隊員の負担も大きく軽減されます。
7. さらに、イージス艦を元来の任務である海洋の安全確保任務に戻すことが可能になり、我が国全体の抑止力向上につながります。

(6) イーゼス・アショアの導入について、中国やロシアは両国への包囲網構築の一環などと反発をしているが、その受け止めはどうか。

1. イーゼス・アショアを含め我が国が整備を進めている弾道ミサイル防衛システムは、弾道ミサイル攻撃に対して我が国国民の生命・財産を守るために必要な、純粋に防御的なシステムであるとともに、我が国が主体的に運用するものであり、中国やロシアを含め、周辺諸国に脅威を与えるものではありません。
2. こうした考え方については、中国、ロシア等の関係国に対して、これまでも説明してきています。

2 配備候補地の合理性について

(1) 新屋演習場を最適候補地として選定するに当たり、4つの観点を挙げているが、改めて選定過程の詳細や具体的根拠を公表すべきではないか。

1. 現在の防衛計画の大綱においては、「我が国全域を防護し得る能力を強化するため、即応態勢、同時対処能力及び継続的に対処できる能力を強化する」とされています。このことを踏まえ、防衛省においては、平成26年度から、「将来の弾道ミサイル迎撃体制についての調査研究」として、イージス・アショア等の新たな装備品を含め、我が国に必要となる防衛体制につき種々の分析を行ってきました。また、省内の委員会の枠組みの下、継続的に強化策について検討を実施してまいりました。

その中で、現有の弾道ミサイル防衛（BMD）システムの対処能力を改めて検証した上で、イージス・アショア等の新規装備品を組み合わせるなどした場合の対処能力について検証を行いました。結果、イージス艦2隻のみと比べ、さらにイージス・アショア又はTHAADを導入した場合、いずれもBMDシステム全体の能力が大きく向上すること等を確認し、可及的速やかに配備できるかという点を重視して、全国の自衛隊施設を対象として配備先等の分析も進めていくこととしました。

2. 次に、イージス・アショア及び他の候補であった迎撃システムであるTHAADについて比較を行うこととし、これらの防護できる範囲について、数理的な分析を行いました。イージス・システムに搭載されるSM-3は広域を防護することができ、イージス・アショア2基があれば我が国を常時・持続的に防護することが可能であると判明しました。なお、THAADは、一定の地域を防護することを目的としており、全国を常時・継続的に防護するために必要なアセットの数は、イージス・アショアに比べTHAADの方が必然的により多くなります。

3. また、イージス・システムに搭載されるSM-3は広域を防護することができますが、配置位置によっては、我が国全域を防護することが困難となります。そこで、我が国全域を防護する観点から、北と西にバランス良く2基を配置するためには、どのような場所に配置するのが適当か数理的な分析を行いました。

様々な地点に配置した場合の防護範囲を分析した結果、日本海側に配置する必要があることが判明するとともに、更なる分析を重ね、秋田県付近と山口県付近にイージス・アショアを配置した場合、最もバランス良く我が国全域を防護することができるが見込まれました。例えば、北側については新潟県付近、秋田県付近、北海道西南部付近に設置した場合と、西側については九州北部付近、山口県付近、島根県東部付近に設置した場合について、それぞれ組み合わせて防護範囲を調べると、最も広く効果的に防護できるのは、秋田県付近と山口県付近の組み合わせでした。

4. こうした分析結果を踏まえて、秋田県付近と山口県付近の日本海側を中心に所在する自衛隊施設を詳細に検討しました。秋田県付近の日本海側の自衛隊施設としては、新屋演習場、加茂分屯基地、秋田駐屯地、秋田基本射撃場、秋田分屯基地（秋田空港）及び院内訓練場がありますが、敷地面積を広く確保できる新屋演習場と警戒監視レーダーが既に存在する加茂分屯基地を中心に分析した結果、

- ① 弾道ミサイルの探知に支障が出ないよう、なるべく山等の遮蔽となるようなものがない場所に配置する必要がありました。そこで、配置した場所の周囲にある山等の地形が、弾道ミサイルの探知に支障を及ぼすような遮蔽となるか否か数理的な分析を行いました。結果、新屋演習場の周囲には、弾道ミサイルの探知に支障を及ぼすようなものがないことが見込まれました。なお、新屋演習場の周辺には風力発電機が設置されていますが、これを踏まえた上で、

新屋演習場に配置し、運用できる可能性が高い旨の結果が得られています。

- ② レーダーと発射台を適切に配置できるよう、約1km²程度の広くてなるべく平坦な敷地を確保できる場所に配置する必要がありました。この点、新屋演習場は約1km²あり、広くてなるべく平坦な敷地を確保することができるという条件を満たしました。他方、例えば、秋田県に所在する警戒監視レーダーのある加茂分屯基地は、弾道ミサイルの探知に支障を及ぼすような遮蔽はありませんが、敷地が約0.2km²と狭小であり、また急峻な地形であるため、条件を満たしませんでした。なお、新潟県に所在する佐渡分屯基地は、敷地が約0.5km²と狭小であり、また急峻な地形であるため、条件を満たしません。
- ③ 電力・水道の安定的な供給と建設に必要な資機材を運搬できる道路の確保等インフラ面についても検討を行いました。結果、新屋演習場の場合、本土にあるため電力・水道の安定的な供給が見込めるほか、資機材を適切に運搬できることが見込めました。

5. こうした点を踏まえ、米国ミサイル防衛庁の協力も得て、新屋演習場及びむつみ演習場を中心に確認を行ったところ、新屋演習場は、運用できる可能性が高く、候補地としての条件を満たしていました。

他方、新屋演習場及びむつみ演習場以外の自衛隊施設については、条件を満たしませんでした。

6. また、新屋演習場にイージス・アショアを配置しても、約1km²の敷地があれば、電磁波や発射による噴煙、衝撃が敷地外に影響を与えないよう配置することが見込め、周辺に対する影響が生じないように配置することが見込めました。さらに、新屋演習場については、第21普通科連隊が近傍に所在しており、警備の観点からも適当であると考えられたところです。

7. いずれにしましても、今後、地質・測量調査及び電波環境調査等を行うことにより、周辺に対する影響を含めて実際に配置できるか否か調査し、結果を踏まえて必要となる対策について検討し、調整させていただいた上で、説明させていただきます。なお、仮に不適との結論に至れば、配置しないこともあり得ます。

(2) 他の配備地は、住民への影響が懸念されるため住宅密集地から離れているのではないか。配備候補地の選定に当たり、文教施設や住宅地に隣接している新屋演習場は候補地に適さないという判断はなされなかったのか。最適候補地とする合理的な理由はあるのか。

1. 一般に、防衛施設の新設に際しては、当該施設が周辺環境に影響を与えないよう、必要な調査や施策を講じることとしています。今般、配備候補地として新屋演習場を選定するに当たっても、約1km²の敷地があり、電磁波による人体への影響や発射の際の噴煙や衝撃が敷地外に影響を与えることがなく、周辺に対する影響が生じないように配置することが見込めました。また、新屋演習場については、第21普通科連隊が近傍に所在しており、警備の観点からも適当であると考えられたところです。
2. 他方、御指摘のテロや基地内での偶発的な事故が、周囲に与える影響を勘案した上で、緩衝地帯を含め必要となる対策についても検討し、調整させていただいた上で、説明させていただきたいと考えています。
3. また、今後、地質・測量調査及び電波環境調査等を行うことにより、周辺に対する影響を含めて実際に配置できるか否か調査し、結果を踏まえて緩衝地帯を含め必要となる対策について検討し、調整させていただいた上で、説明させていただきます。なお、仮に不適との結論に至れば、配置しないこともあり得ます。

(3) この基準に当てはまる候補地は、当該地と山口県むつみ演習場の他にないのか。他に選択肢はないのか。

1. 現時点で、新屋演習場及びむつみ演習場以外の自衛隊施設において、2(1)の御質問に対する回答で示した条件を満たす候補地はありませんでした。
2. いずれにしましても、今後、地質・測量調査及び電波環境調査等を行うことにより、周辺に対する影響を含めて実際に配置できるか否か調査し、結果を踏まえて必要となる対策について検討し、調整させていただいた上で、説明させていただきます。なお、仮に不適との結論に至れば、配置しないこともあり得ます。

(4) 適地調査の結果、配備候補地として不適であった場合は、候補地を変更するのか。

1. 今後、地質・測量調査及び電波環境調査等を行うことにより、周辺に対する影響を含めて実際に配置できるか否か調査し、結果を踏まえて必要となる対策について検討し、調整させていただいた上で、説明させていただきます。その上で、仮に不適との結論に至れば、候補地を再検討することも含め必要な措置を行うこともあり得ます。

(5) 北朝鮮からの脅威は米朝会談により当面は和らぐことになるが、それでも可及的速やかに配備に向けて急がなければならないのか。半年から1年をかけて適地となる公用地について、代替地を検討すべきではないか。

1. 防衛省としては、北朝鮮は、我が国を射程に収める各種の弾道ミサイルを依然として多数保有していることなどを踏まえ、弾道ミサイル防衛能力の向上は喫緊の課題であり、イージス・アショアについては、地元の御理解や御協力を得つつ、可及的速やかに配備する必要があると考えています。
2. この観点から、①防衛省としてすでに土地を確保し、新たに土地の取得や所管換等の手続を要さず、また、②基本的な情報を保有し、直ちに調査を実施し得る、自衛隊の施設を対象に検討しています。
3. また、自衛隊の演習場については自衛隊の部隊が管理しており、いざという時にはこれを警備することができます。特に、新屋演習場については、第21普通科連隊が近傍に所在しており、警備の観点からも適当であると考えています。
4. そのため、まずは、新屋演習場を配備候補地として、配備可能性の調査等を進めてまいります。
5. なお、秋田県内の国有地については、財務省の国有財産情報公開システム^{*}で検索しましたが、防衛省・自衛隊が所管しておらず、かつ、約1km²以上の土地数量がある国有地は、資源エネルギー庁が所管する秋田国家石油備蓄基地と東北森林管理局が所管する国有林野のほか、該当するものはございませんでした。

^{*}<http://www.kokuyuzaisan-info.mof.go.jp/kokuyu/>

(6) 現時点では、配備の最終候補地ではないということで
よいか。

1. まずは、新屋演習場を配備候補地として、配備可能性の調査等を進めてまいります。今後、地質・測量調査及び電波環境調査等を行うことにより、周辺に対する影響を含めて実際に配置できるか否か調査し、結果を踏まえて必要となる対策について検討し、調整させていただいた上で、説明させていただきます。その上で、仮に不適との結論に至れば、配置しないこともあり得ます。
2. したがって、現時点では、新屋演習場に最終的に配備するか否かの判断は行っていません。

(7) 住民の理解が得られない中で、配備を強行することはないか。

1. 防衛省・自衛隊としては、一般に、駐屯地の新設などに際しては、地元の御理解と御協力を得ることが重要と考えています。
2. そのため、防衛省・自衛隊は、従来から、防衛施設の運用に関係する地元の皆様に対して丁寧な説明を行ってきているところですが、御質問のイージス・アショアの配備地を決定するに際しても、地元の御理解と御協力を得られるよう、繰り返し丁寧な説明に努めてまいります。
3. なお、仮に配備先が防衛省・自衛隊の用地であったとしても、配備に当たっては、地元の御理解と御協力を得られるように努めることは当然であると考えています。

3 日常生活への影響等について

(1) イージス・アショアの装備等による電磁波は、人体に影響を及ぼさないのか。影響はあるが、遮蔽や運用により影響を回避するという理解でよいか。

1. イージス・アショアのレーダー波は、無線LANと同様の周波数帯であり、エックス線やガンマ線とは異なり、細胞の遺伝子を損傷したりするような周波数帯ではありません。
2. ただし、一般論として、人が強い電波を浴びた場合には、体温が上昇するような「熱作用」が生じます。「熱作用」を含めて人体に影響を与えないよう、配備に際して、人体に影響を及ぼさない電波の強さの指針値等を定めた「電波防護指針」を遵守し、演習場の敷地を越えて地元の皆様に影響が出ないように、必要に応じて対策をとった上で設置します。
3. 加えて、運用面においても、レーダーの照射方向を管理し、人の存在する地表に向けて照射することはいたしません。そもそも、イージス・アショアが想定する弾道ミサイル対応に際して、レーダーの電波は、弾道ミサイルが飛来する日本海側の上空に集中的に向けられることとなります。
4. これまでも海上自衛隊では、長年イージス艦を運用していますが、艦載ヘリの発着艦等の際、レーダーの適切な管制により甲板上で作業を実施でき、これまで健康被害の報告はありません。
5. その上で、万が一にも影響が出ないように、今後、徹底的に調査を行い、科学的・客観的な評価を行った上で、必要に応じて以下のような具体的な対策を検討します。
 - ① レーダーから十分な保安距離をとることで影響を局限すること

② メインビームの仰角により影響は変わるため、敷地外に影響を与えないような仰角で運用すること

6. いずれにしましても、今後、電波環境調査等を行うことにより、周辺に対する影響を含めて実際に配置できるか否か調査し、結果を踏まえて必要となる対策について検討し、調整させていただいた上で、説明させていただきたいと考えています。

(2) 短期間だけでなく、長期間にわたる電磁波による影響について、科学的データに基づく安全性の検証が必要ではないか。

1. 今年度内に、特に多くの地元の皆様が御心配されている、レーダーが発する電波に関する環境影響調査についても着手させていただきます。他方で、電波防護指針を遵守している限りは、短期間だけでなく長期間の影響についても問題ありません。
2. また、これまでの自衛隊でのレーダーの運用実績から、住民の皆様には長期的にも健康の被害はないものと考えておりますが、住民の皆様の御不安を少しでも払しょくできるよう、長期間にわたる安全性の検証についても行ってまいります。

(3) どのような電磁波対策を取っているのか。

1. 配備に際しては、人体に影響を及ぼさない電波の強さの指針値等を定めた「電波防護指針」を遵守し、演習場の敷地を越えて地元の皆様に影響がでないようレーダーを設置します。加えて、運用面においても、レーダーの照射方向を管理し、人の存在する地表に向けて照射することはいたしません。
2. なお、イージス・アショアが想定する弾道ミサイル対応に際して、レーダーの電波は、弾道ミサイルが飛来する日本海側の上空に集中的に向けられることとなります。
3. その上で、万が一にも影響が出ないよう、今後、徹底的に調査を行い、科学的・客観的な評価を行った上で必要に応じて、以下のような具体的な対策を検討します。
 - ① 十分な保安距離をとることで影響を局限すること
 - ② メインビームの仰角により影響は変わるため、敷地外に影響を与えないような仰角で運用すること
4. いずれにしても、必要となる具体的な電波対策については、今後、電波環境調査等を行うことにより、周辺に対する影響を含めて実際に配置できるか否か調査し、結果を踏まえて検討し、調整させていただいた上で、説明させていただきたいと考えています。

(4) 電磁波等による住民の健康や日常生活への影響調査は、配備後に実施するのではなく、適地調査の中で徹底的に調査し、その内容を公表すべきと考えるがどうか。

1. 今年度内に、特に多くの地元の皆様が心配されている、レーダーが発する電波に関する環境影響調査についても着手させていただきます。
2. こうした調査は、イージス・アショアを配備できるか否かを地元の皆様に責任を持って説明するために必要な調査ではありますが、同時に、地元の皆様の御質問や御懸念に対して、防衛省として具体的にお答えするためにも必要な調査であると考えています。また、当然のことながら、現地での調査に着手する前には、調査の内容を含めて、地元の皆様に対して丁寧に説明するとともに、調査後の結果についても、丁寧に説明してまいります。
3. なお、地元の皆様への説明に際しては、電波による人体や周辺環境への影響に関して、御納得いただけるよう、外部の専門家にも参加をお願いするなどの様々な形で工夫したいと考えています。

(5) ハワイやルーマニアのイージス・アショア周辺施設の住民や、海上自衛隊のイージス艦の乗組員に健康被害はないのか。

1. 海上自衛隊は、イージス艦を20年以上運用してきていますが、これまで電磁波による健康被害は報告されていません。

2. また、ルーマニアに配備されているイージス・アショアについては、ルーマニア政府からの回答に基づきますと、以下のとおりです。

① 周囲の住宅の状況等

半径10キロ以内には以下の各集落が存在し、それぞれ以下のとおりの状況です。

名称	戸数	人口	学校数	基地からの距離
デヴェセル村	1,000戸	3,257人	学校1、幼稚園2	3.8キロ
カラカル市	11,890戸	34,625人	学校(高校含む)8、 幼稚園52	5~7キロ
トライヌ村	900戸	3,480人	学校1、幼稚園1	7キロ
ストエネシュティ村	650戸	2,408人	学校1、幼稚園1	7キロ
レデア村	1,050戸	3,259人	学校1、幼稚園1	9キロ

② 周辺住民の日常生活や経済活動等への支障

周辺住民からイージス・アショアが日常生活や経済活動等に与えるネガティブな影響は報告されていないとのことです。具体的には以下のとおりです。

(1) 電磁波による健康被害：健康被害の報告なし。

(2) 通信機器(テレビ、携帯電話等)への影響：2015年の電磁波影響調査の結果は、許容範囲とのこと。なお、現地のレーダーは、テレビや携帯電話とは異なる

周波数を利用しているとのこと。

- (3) 騒音：イージス・アショアの設備は周囲に騒音公害をもたらすものではないとのこと。なお、ルーマニアのイージス・アショアが配備されている区域は、以前は空軍基地であり、その当時は騒音問題があったとのこと。

③ 配備地の形状等

具体的な長さや幅については、公開情報によりますと図1のとおりです。

3. また、ポーランドに配備予定のイージス・アショアについてお尋ねの点は、公開情報によりますと、以下のとおりです。

① 周囲の住宅の状況等

イージス・アショアを配備予定のレジコヴォ基地の周辺状況については以下のとおりです。

名称	基地からの距離	戸数	人口
スウプスク市	約4キロ	不明	約100,000人

② 周辺住民の日常生活や経済活動等への支障

米国ミサイル防衛庁の試験結果によると、レーダーから約1km離れたところに小学校やショッピングセンター等が存在していても特段の問題は発生しないとのことであり、この試験結果を踏まえ、現在基地の建設を進めているところとの報告を受けていますが、その他詳細については現在確認中です。

③ 配備地の形状等

配備予定のレジコヴォ基地の面積は、約400ヘクター

ルであり、その中に運用に必要なデッキハウスやレーダー、ミサイル発射台も設置されることとなります。具体的な長さや幅については、公開情報によりますと図2のとおりです。

4. 米国ハワイ州カウアイ島の実験施設（PMRF：Pacific Missile Range Facility）について、お尋ねの点は米国政府からの回答に基づきますと、以下のとおりです。

① 周囲の住宅の状況等

実験施設内にあるイージス・アショア試験施設から、半径10キロ以内には2つの集落が存在し、3つの学校が存在します。

② 周辺住民の日常生活や経済活動等への支障

現地からの報告によれば、周辺住民からイージス・アショアが日常生活や経済活動等に与えるネガティブな影響は報告されていないとのことです。具体的には以下のとおりです。

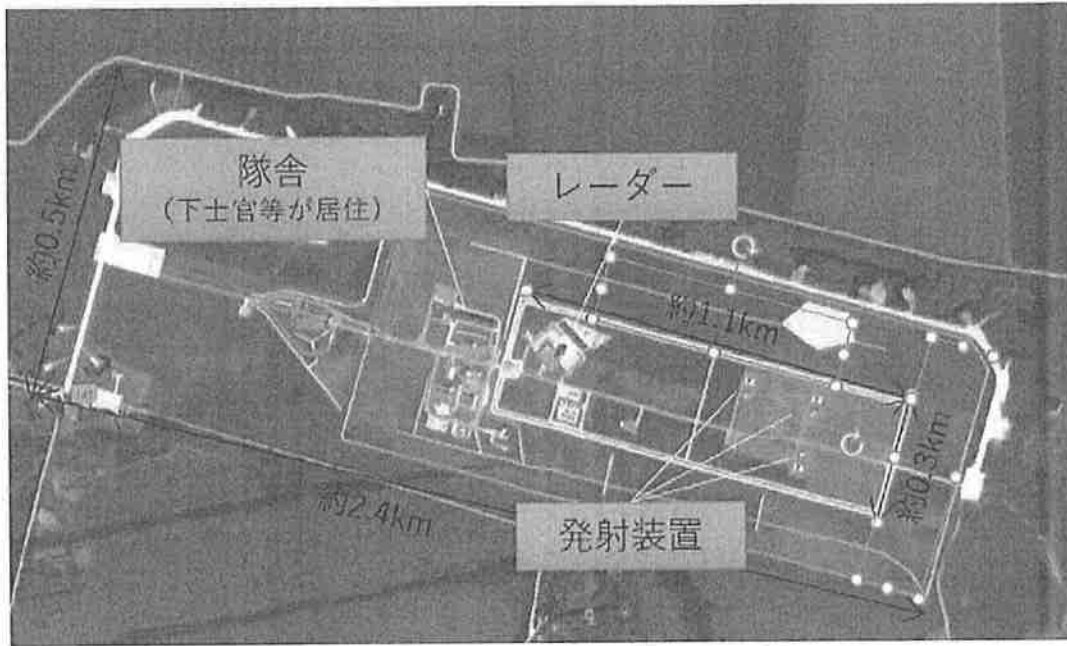
(1) 電磁波による健康被害：健康被害の報告なし。

(2) 通信機器（テレビ、携帯電話等）への影響：影響が発生しているとの報告なし。

(3) 騒音：イージス・アショアの設備は周囲に騒音公害をもたらすものではない。

5. なお、施設とその周辺への影響は、所在地ごとの環境や立地条件により変わり得ますので、これら各地の状況が、秋田県や山口県に直接適用されるものではないことを申し添えます。

(図1)



(図2)



(6) 住民の健康や生活に支障があることが判明すれば配備はしないのか。

1. 今年度内に、特に多くの地元の皆様が心配されている、レーダーが発する電波に関する環境影響調査についても着手させていただきます。これは、新屋演習場に配備できるか否かの判断を行う上でも必要な調査です。
2. 調査の結果を踏まえて必要となる対策について検討し、御調整させていただいた上で、説明させていただきますが、その上で、仮に不適との結論に至れば、配置しないこともあり得ます。
3. いずれにしましても、配備に際しては、「電波防護指針」を遵守し、演習場の敷地を越えて地元の皆様に影響がでないよう設置します。加えて、運用面においても、レーダーの照射方向を管理し、人の存在する地表に向けて照射することはありません。

(7) ルーマニアでは、イージス・アショア施設周辺の住民への影響をなくすために必要な対策が取られているとのことだが、どのような対策を取っているのか。

1. ルーマニアのイージス・アショアについて、ルーマニア政府によれば、健康上、経済上又は生活上のネガティブな影響は報告されていないため、それらを抑制するための特別の対策は取られていないとのことであり、米軍が安全にレーダーを運用する上で遵守している諸規則に基づいて運用しているものと承知しています。

(8) 電磁波の影響により、ドクターヘリや民間航空機、緊急車両、テレビ放送などに支障が出ることはないのか。支障は出るが、遮蔽や運用で最低限の支障にとどめる考えなのか。

1. 防衛省がレーダーを配置する場合においても、ドクターヘリ・航空機の運航や緊急車両の運用、テレビの受信など、他の無線局の運用に支障を与えないかを十分に調査した上で、仮に支障を与える場合には必要な対策を実施し、電波法等の国内法令を遵守して運用するようにしています。
2. イージス・アショアのレーダーについても、航空機の運航やテレビの受信、他の無線局に与える影響を十分に調査した上で、仮に影響を与える場合には必要な対策を実施し、電波法等の国内法令を遵守して運用できるようにしていきます。
まずは、今後、電波環境調査等を行うことにより、航空機の運航やテレビの受信、他の無線局に与える影響を十分に調査させていただきます。
3. その上で、例えば、航空機の運航に支障を与えることが判明したような場合は、関係省庁等と連携し、航空機の運航に支障が生じないようにレーダーの運用に際して必要な対策を実施することとなりますが、それでもなお飛行制限区域を設定する必要がある場合には、ドクターヘリなどが緊急時に飛行できるように、レーダーを停波する等、必要な対策をとりたいと考えています。

(9) 風力発電設備が候補地の周辺に設置されているが、電磁波の影響を受けるのではないのか。制限されることはあるのか。

1. 米国ミサイル防衛庁の協力も得て、新屋演習場について確認を行ったところ、風力発電機が設置されている現状を踏まえた上でも、新屋演習場に配置し、運用できる可能性が高い旨結論が得られました。
2. 風力発電機の大型化による影響については、将来の計画について県の御知見を得ながら、今後の電波環境調査等により、分析を行っていきたいと考えています。

(10) イージス・アショアを設置すると、武装工作員などによる破壊行為やテロの標的にされるのではないか。また、有事にあたっては攻撃対象にされるのではないか。住民の日常生活に影響を与えずに十分な警備ができるのか。

1. イージス・アショアは、弾道ミサイルを迎撃するシステムであり、国民の生命・財産を守るために必要な、純粋に防御的なシステムです。したがって、周辺諸国に脅威を与えるものではありません。
2. また、イージス・アショアを含む弾道ミサイル防衛システムは、弾道ミサイルを物理的に破壊することで国民の生命・財産を守る対処力であるとともに、弾道ミサイル攻撃を物理的に阻止する能力の保持により、敵に対して弾道ミサイル攻撃を断念させる抑止力でもあります。
3. したがって、イージス・アショアを配備し、我が国の弾道ミサイル防衛システムを強化することにより、敵の弾道ミサイル攻撃を断念させる抑止力も大きく向上し、標的にされる危険性は、むしろ減少すると考えています。
4. また、イージス・アショアの運用部隊の規模や配置のあり方に関しては、ルーマニアの例を参考にしつつ、省内で検討を行っておりますが、現時点では運用や警備の要員を含め、1か所当たり約200名程度は配置する必要があるのではないかと考えています。
検討の進捗にあわせて、こうした部隊の規模等についても今後適切な形で説明してまいります。
5. このような適切な警備体制をとることにより、武装工作員等による破壊・工作活動を抑止することができると考えていますが、万が一攻撃された場合においても、被害を極限する

ため、付近に駐屯している約1000人規模の第21普通科連隊等も活用し、警察や海上保安庁とも協力しながら、住民の皆様を守り抜く態勢を構築する考えです。

6. また、万が一他国から我が国に対し弾道ミサイルが発射された場合においても、自らのシステムでこれを迎撃できるようになるため、配備先の住民の皆様も含めた国民の生命・財産を守ることができるようになります。
7. いずれにしましても、イージス・アショアの配備に当たっては、周辺住民の生活への影響を局限しつつ、所在する敷地内において各種脅威へ対応可能な警備態勢を構築する予定です。

(11) イージス・アショアは新屋演習場の面積に収まるのか。他施設の移転を伴うことはないのか。

1. これまでの調査研究等から、イージス・アショアの配置にあたっては、レーダーと発射台を適切に配置できるよう、約1km²程度の広さの地積を確保する必要があると考えており、約1km²の広さを持つ新屋演習場を配備候補地といたしました。
2. 今後、地質・測量調査及び電波環境調査等を行うことにより、新屋演習場の敷地内で必要な施設の配置案など基本的な施設の検討を行い、実際に配置できるか否か確認してまいります。
3. その上で、結果を踏まえて必要となる対策を検討し、調整させていただいた上で、説明したいと考えています。

4 今後のスケジュールについて

(1) 調査実施から導入までのスケジュールはどうなるのか。

1. イージス・アショアの導入に当たっては、
 - ① 購入に向けて米国政府と調整する必要があるほか、
 - ② 各種調査(候補地の地質・測量調査及び電波環境調査等)により防衛上有効な場所に確実に配備できるか否か確認し、
 - ③ 地元の御理解と御協力を得ることが必要となります。

2. このうち、先日入札公告を行った地質・測量調査については、年内には着手したいと考えており、また、特に多くの皆様が心配をされているレーダーが発する電波に関する環境影響調査についても、今年度内に着手したいと考えています。

3. また、来年度(平成31年度)において必要となる調査等については、概算要求に向けて現在検討を行っており、概算要求決定後改めて説明させていただきたいと考えています。

4. その上で、イージス・アショアの製造に一定期間が必要となるほか、実際に運用を開始するためには各種試験を行う必要があります。米国政府等と協議する必要があることから、現時点で、運用開始時期について予断をもってお答えすることは差し控えますが、これまで申し上げてきたような様々な観点を踏まえつつ、イージス・アショアの導入に当たって必要な取組を行ってまいります。

(2) 地盤調査や電波環境等に係る調査業務の内容は、調査実施前に公表すべきと考えるがどうか。調査後、その結果を公表すべきと考えるがどうか。

1. 契約手続き中の地質・測量調査の詳細な内容は、入札参加希望者に対してのみお知らせしていることから、入札説明書そのものについては、契約手続き期間中の公表は差し控えさせていただきます。

その上で、業務の概要は以下のとおりです。

- ① 業務の名称：陸自秋田(30)測量調査
航空測量(空中写真測量、航空レーザ測量)(約105ha)を行うとともに、既設の道路や雨水排水施設等の位置や形状等を把握するための既設構造物調査(約40ha)を行うもの
- ② 業務の名称：陸自秋田(30)土質調査
地盤の強度や地質を把握するため、ボーリング調査(35m)22本及び土質調査を行うとともに、周辺の河川や井戸等の現状を把握するための水文調査を行うもの
- ③ 業務の名称：候補地(30)基本構想等策定業務
配備候補地に施設が配置できるか否かを確認するため、配備候補地及び周囲の状況(土地利用、インフラ等)について資料収集・整理を行うとともに、上記①及び②を踏まえた上で、基本的な施設の検討(各種施設の配置案の検討やインフラ整備計画等)を実施するもの

2. また、今後予定している電波環境調査の詳細な内容については、公正な競争を確保し、入札及び契約の適正化を図る観点から、予め公表できないことについて御理解いただきたいと思います。

その上で、調査の概要は以下のとおりです。

① 目的

仮にイージス・アショアを配備候補地に設置した場合に、情報通信運用が的確に実施できるか否かを確認するとともに、周辺に与える影響を調査するため、現状の秋田市、萩市及び阿武町の通信施設及び電波環境等を把握すること。

② 概要

配備候補地周辺の既存通信施設等（航空機等を含む）を確認した後、電波測定などの現地調査を行い、イージス・アショアの電波が配備候補地周辺に与える影響について詳細な検討を行うものです。併せて配備候補地周辺からの電波がイージス・アショアに与える影響についても検討を行います。また、配備候補地周辺の公共施設、住宅地等の位置関係を確認した後、到達電波調査を行うことにより、人体等への電磁波の影響を確認します。

3. また、当然のことながら、現地での調査に着手する前には、調査の内容を含めて、地元の皆様に対して丁寧に説明するとともに、調査後の結果についても、丁寧に説明してまいります。

(3) 調査に係る予算執行を考慮すると、年度内に調査は完了するのか。

1. 先般、入札公告を行った地質・測量調査等については、イーゼス・アショアを配備できるか否かを地元の皆様に責任を持って説明させて頂くためにも必要な調査ではありますが、同時に、地元の皆様の御懸念や御不安に対して、防衛省として具体的にお答えするためにも必要な調査であると考えています。
2. その上で、現時点で調査着手の具体的な時期が決まっているわけではありませんので、現地での調査に着手する前の適切なタイミングで、その内容や必要性について丁寧な説明を行った上で、調査を進めていきたいと考えています。

5 住民説明会の開催について

(1) 住民の不安を払拭するため、今後も国の責任において、近隣地区住民を対象に当該地区での説明会を開催できないのか。また、対象を絞らない説明会を開催し、繰り返し具体的かつ合理的な説明をしていくべきではないか。

1. 防衛省としては、地元の皆様の御質問にお答えし、御懸念を少しでも払しょくできるよう、貴市とも御相談させていただきながら、議会や住民説明会において、繰り返し丁寧に説明してまいります。

(2) 地元にはどのような理解を求めるのか。何をもちて地元の理解を得たと判断するのか。

1. 何をもちて地元の御理解を得たとするかについては、地元の皆様の御意見も踏まえつつ、判断していきたいと考えています。
2. いずれにしましても、地元の皆様の御懸念を少しでも払しょくできるよう、今後とも説明の機会をいただき、地元の皆様に繰り返し丁寧に説明するなど、一層の努力を続けていくことが必要であるとと考えています。

(3) 国の事業を国が実施するのであるから、防衛省自らが住民説明会をスムーズに行うための組織を設け、主体的に責任を持って説明を尽くしていくべきではないか。

1. 本年6月17日に開催した住民説明会に際しては、貴市から多大な御尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。
2. 今後の住民説明会については、貴市とも御相談させていただきながら、防衛省として、主体的に責任を持って、地元の皆様に繰り返し丁寧に説明してまいります。

6 その他

(1) イーゼス・アショアの配備による初期投資（公共工事等）はどの程度か。

1. イーゼス・アショアの導入による初期費用については、イーゼス・アショア本体（構成品を含む）の取得と施設整備に大別されると考えています。
2. お尋ねの公共工事等については、施設整備のために必要になるものと考えていますが、施設整備に要する費用については現時点で説明できる段階にありません。今後、地質・測量調査や電波環境調査を行い、また、イーゼス・アショアの配置についての基本設計等を通じて、どの程度の施設整備が必要か明らかになった上で、それに要する費用も説明できるようになると考えており、各段階で適切な形で説明してまいります。

(2) イービス・アショア運用開始後の居住隊員数等ほどの程度を想定しているのか。

1. イービス・アショアの運用部隊の規模や配置のあり方に関しては、ルーマニアの例を参考にしつつ、省内で検討を行っておりますが、現時点では運用や警備の要員を含め、1か所当たり約200名程度は配置する必要があるのではないかと考えています。
2. こうした部隊のうち、配備先近傍に居住することとなる隊員の数については、部隊の保持要領や宿舎整備等、様々な要因により変動するものであり、現時点で確たることを申し上げられる段階にはありませんが、各種検討を進めていく中で、適切な形で説明してまいります。